

大阪市従業員労働組合市民生活支部との事務折衝

○ 日 時 令和7年10月15日（水） 11:00～12:00

○ 場 所 中央卸売市場業務管理棟15階 第1会議室

○ 出席予定者

（中央卸売市場） （市民生活支部）

総務課長 書記長

総務課長代理 書記次長

担当係長

「令和8年度（2026年度）勤務労働条件に関する要求書」に対する事務折衝

【所属】：（担当係長）

- これより、6月に申し入れをいただきました項目につきまして、事務折衝を行います。

【所属】：（総務課長）

- 平素は、当局の円滑な業務執行に関して、ご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。
- それでは、申し入れにつきまして、所属の考え方をお示しさせていただきます。
今回の事務折衝では、労働安全衛生対策とりわけ熱中症の取組み及びワークライフバランスの取組み状況についてご説明いたします。
- 热中症の取組みについては、日々の作業前ミーティング等において、注意喚起を行うなど熱中症とならない職場環境づくりに努めるとともに、職場安全衛生委員会も活用して啓発を行ってまいりました。
- 暑さ対策として、昨年度に業務適性や効果の検証を行い、「空調服」の導入をしております。
- また、救命救急に関する応急措置への対策といたしましては、各場に瞬間冷却材を配置しております。
- 今後も、救命救急対策については、各職場の業務実態等を勘案のうえ、必要に応じて対応するとともに、注意喚起や意識啓発を行ってまいりたいと考えております。
- 今後も、各職場の業務実態等を勘案のうえ、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。
- 次に、ワークライフバランスの取組みについてご説明いたします。

平成31年4月の労働基準法及び人事委員会規則の改正により、民間の労働者及び国家公務員に時間外勤務時間の上限時間が導入されるとともに、地方公務員についてもこれらの趣旨を踏まえた対応を図る必要から、本市においても時間外勤務時間の上限時間を定め、長時間労働の是正、ワークライフバランスの推進に努めてまいりました。

上限時間にかかる規定の趣旨を踏まえ、今後も時間外勤務時間の縮減及びワークライフ

バランスの推進を図ってまいりたいと考えております。

以上、所属としての考え方でございますので、よろしくお願いします。

【支部】:《書記長》

➤ ただいま、総務課長より 2026 年度勤務労働条件に関する要求書に対する一部の回答及び現時点の考え方が示された。

➤ 熱中症予防対策については、昨年同様に、連日 35°Cを超える猛暑日が続き熱中症による救急搬送者数も増加している。酷暑に見舞われ、野外や高温多湿の室内で業務をおこなうことの多い技能職員については、過酷な状況下での作業をおこなってきた。

引き続き、情報発信・注意喚起や備品等の点検・交換はもとより、職場実態に即した熱中症対策の強化を求めておく。

また、「空調服」など業務適性に合った作業服等の貸与をするとともに、「空調服」については、衛生面の観点から複数枚の貸与、破損やバッテリー等の劣化が生じた場合は、速やかに交換をおこなうよう要請しておく。

➤ ワーク・ライフ・バランスについてであるが、労働基準法及び人事委員会規則を踏まえた時間外勤務時間の法定時間を順守し、法定時間を超えることの無いよう、引き続き、この状態を維持できるよう求めておく。

組合員一人ひとりのワーク・ライフ・バランス実現に向けて「働きがい・やりがい」が持てる職場環境改善の取り組みについて、より一層の推進を求めておく。

➤ 定年引上げに伴う高齢期の雇用制度については、制度完成まで定年退職後、再就職を希望する全職員の雇用を確保するとともに、高齢期の働き方に対する選択肢の幅を広げるためにも、休暇の取得や希望する雇用形態を選択できる職場環境整備を図るよう求めておく。

また、定年の引き上げにより、加齢に伴って組合員の身体能力にも低下が生じることから、誰もが心身の健康を保持し 65 歳まで安全で安心して働くことができる職場環境整備を図るとともに、高齢層職員の安全衛生対策を講じるよう求めておく。

➤ 次に、自然災害対策についてであるが、近年、全国各地で想定を超える大規模災害が頻発している。こうした災害の復旧・復興を遂行する、自治体職員においては、人員不足による長時間労働が常態化するなど職員のメンタル不調に拍車を掛けている。

大阪市においても、今後予想されている南海トラフ地震が発生すれば、同様の状況が想定され、職員のみならず行政の停滞が公共サービスの提供にも影響を与え、市民にとつても不利益となる。

改めて、災害時における自治体職員の必要性と人員確保の重要性を認識するとともに、市民の暮らしを守ることができるまちづくりに向けた業務執行体制を構築するよう要請しておく。

また、引き続き災害動員にあたっては組合員の安全の確保はもとより、休憩時間の確保

や長期間の対応時には勤務間インターバルの確保など、健康面に配慮した運用に努めるよう求めておく。

- 労働安全衛生に関する課題については、2023年7月に申し入れをおこなった「健康障がい予防対策に関する申し入れ書」にある各項目の内容を確実に実施するよう求めておく。
特に、組合員の将来的な健康障がいに対する不安を取り除けるよう、適宜健康診断を実施するよう強く求めておく。
- 新規採用については、職場並びに支部としても大きく期待をしていることから、引き続き局として、新規採用者の獲得へ向けて尽力をお願いする。
また、業務実態に応じた現業管理体制と質の高い公共サービスを提供できる業務執行体制の確立、及び適正な要員配置についても、労働組合と意見交換をおこなうよう合わせて求めておく。
- 今後、勤務労働条件に影響を及ぼす事象が発生した場合は、労使合意が大前提という労使間ルールを遵守し、十分な交渉・協議をおこなうよう強く要請し、その上で、現時点での局からの回答について、一定了解する。

【所属】:(総務課長)

- ただいま、書記長から大阪市従業員労働組合市民生活支部としての見解がございました。また、私どもが説明いたしました内容に対し、ご理解をいただきありがとうございます。
- 中央卸売市場といたしましては、職員の労働安全衛生の充実及びワークライフバランスの推進に努めてまいりたいと考えております。
- 令和5年7月に、「健康障がい予防対策に関する申し入れ書」をお受けしております。申し入れのあった各項目のうち、健康診断につきましては、今年度についても実施する方向で検討しております。来年度以降につきましては、各関係機関等への確認を踏まえ検討してまいります。
また、安全衛生教育の実施等につきましても、引き続き適切に取り組んでまいりたいと考えております。
- 業務執行体制の確立及び適正な要員配置につきましては、3市場の業務執行体制について、業務実態を十分に踏まえ、引き続き検討してまいりたいと考えております。
- 今後も必要に応じて、協議・交渉を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。
- 本日はどうもありがとうございました。